

山元町 1

事業名	浄化槽設置補助金
事業主体	山元町

対象者	☐ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、町では新たに合併処理浄化槽を住宅に設置する方に補助を行っています。
補助対象要件	1.浄化槽法に基づく設置届出の審査および建築基準法に基づく確認を受けて浄化槽を設置する方 2.住宅の建築が、販売目的ではない方 3.借家の場合、賃貸人の承諾がある方 4.山元町行政サービス制限実施要綱に定める公共料金を滞納していない方 5.公共下水道区域および農業集落排水事業区域以外に浄化槽を設置する方 また、工事着工は必ず補助金交付決定通知を受けてから実施してください。
補助金額等	令和7年度 浄化槽補助金額 浄化槽の規格 5人槽:332,000円 7人槽:414,000円 10人槽:548,000円
補助申請期間	令和8年度末(令和9年3月31日)までに補助申請される方。 ※浄化槽工事は、令和8年度末(令和9年3月31日)までに完了させる必要があります。
その他	
ホームページ	http://www.town.yamamoto.miyagi.jp/soshiki/16/4187.html
お問合せ先	山元町役場 建設水道課 企業会計班 TEL : 0223-29-4951 Mail : kensui.k@town.miyagi-yamamoto.lg.jp

事業名	山元町空き家財道具等処分支援補助事業
事業主体	山元町

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	町内の空き家を売却・賃貸する際に発生する家財道具等の処分費用の一部を補助することにより、空き家と有効活用を促し、移住・定住の促進による地域活性化を図る。
補助対象要件	対象者：申請時点で以下の全てに該当する住宅所有者等（個人） ①山元町空き家等活用情報提供事業（空き家バンク）に登録した者または宅地建物取引業者と空き家に係る媒介契約を締結した者であること。 ②町税、公共料金等の滞納がないこと。 ③暴力団に関する者でないこと。 申請要件：以下の要件をすべて満たしていること ①対象となる家財処分（空き家内の家財道具等の運搬・処分、家財処分時に合わせて行うハウスクリーニング、家財処分時に合わせて行う敷地内の庭木剪定・処分）を業者に依頼して行うこと。 ②申請時点で家財処分を行っていないこと。 ③申請した年度内に家財処分を終えること。 ④すでに賃貸されている物件や、賃貸借を目的として建築された物件でないこと。 ⑤解体を予定している物件や、三親等以内の親族が入居を予定している物件でないこと。 ⑥以前に同じ補助制度を活用していないこと。
補助金額等	補助額 補助対象経費の 1 / 2 （上限20万円、千円未満切捨て）
補助申請期間	当該年度内で随時受付
その他	
ホームページ	https://www.town.yamamoto.miyagi.jp/site/ijuteiju/12607.html
お問合せ先	山元町 子育て定住推進課 子育て定住推進班 TEL：0 2 2 3 - 3 6 - 9 8 3 5 E-Mail：kosodate.k@town.miyagi-yamamoto.lg.jp

事業名	山元町結婚新生活支援事業補助金
事業主体	山元町

対象者	☐ 個人(持ち家)			☒ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)			☐ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他	

概要	少子化対策の一環として、婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、経済的不安の軽減を図り、地域における少子化対策の強化に役立てるとともに、新婚夫婦の移住および定住を推進するもの。
補助対象要件	対象世帯：次の①から⑥の全ての要件を満たす世帯 ①令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出した世帯 ②夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 ③夫婦の合計所得金額が500万円未満の世帯 (貸与型奨学金を返済している場合は所得額から控除します。) ④夫婦ともに町税の滞納がない世帯 ⑤5年以上、山元町に定住する意思がある世帯 ⑥夫婦ともに過去に同様の補助金を受けていない世帯 ⑦夫婦ともに、次のいずれかの講座等を受講していること 1. ライフデザイン支援講座 2. プレコンセプションケアに関する講座 3. 共家事・子育て講座 4. 医療機関への妊娠・出産に関する相談 補助対象内容：令和8年4月1日以降に支払った次の費用 ①新居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料 (勤務先から住宅手当が支給されている場合は、手当額を補助金から控除します。) ②引越業者や運送業者に支払った引っ越し費用 (不要になった家財道具処分に係る費用は対象外) ※民間賃貸住宅に入居しない場合は引越費用のみの申請も可能
補助金額等	補助額 ①婚姻日時点の夫婦の年齢が共に29歳以下の場合 上限60万円 ②婚姻日時点の夫婦の年齢が共に39歳以下の場合 上限30万円
補助申請期間	令和9年3月31日まで
その他	
ホームページ	https://www.town.yamamoto.miyagi.jp/site/ijuteiju/27307.html
お問合せ先	山元町 子育て定住推進課 子育て定住推進班 TEL：0223-36-9835 E-Mail：kosodate.k@town.miyagi-yamamoto.lg.jp